

中国(上海)自由貿易試験区について

中国（上海）自由貿易試験区は、2013年9月18日の国务院の通知（国発（2013）38号）により設置が表明され、同年9月28日より運用が開始されました。今回は、運用から約4ヶ月が経過し、徐々にその全貌が明らかになってきている中国（上海）自由貿易試験区（以下、「自由貿易試験区」とします。）について概説します。

1. 自由貿易試験区の概要

自由貿易試験区は、これまで保税区として位置づけられてきた上海市内の以下の四ヶ所のエリアに設置され、このエリアでは、『行政』『投資』『貿易』『金融』の各分野において、試験的に規制緩和や手続の簡易化等の政策が実施されることとされています。

設置エリア	上海市： 外高橋保税区・保税物流園区、洋山保税港区、浦東空港総合保税区	
分野	設置目的	実施される政策の概要
行政	政府機能転換の加速化	行政手続きのワンストップ化を進め、情報の一元管理を目指す
投資	投資領域の解放拡大	サービス業の開放を拡大する（金融、運輸、商業貿易、専門サービス、文化サービス及び社会サービス分野） ネガティブリスト以外の業種については、事前審査制から届出制へ
貿易	貿易発展方式の転換の推進	通関等手続きの簡素化
金融	金融分野の開放・改革の推進	資本項目における人民元の自由化、金利の市場化、人民元のクロスボーダー使用などの実現化

中国では、国家の重要課題とされている事項に関する政策について、全国での実施に先駆けて、一定の地域に限定して試験的に政策を実施することが多く、今回の自由貿易試験区についても、前述の四分野に関する重要課題に対応するため、試験的に政策を実施するために設置されています。そのため、自由貿易試験区は、恒久的に特別な政策が実施される『特区』としての意義を有するものではなく、その名称が示す通り『試験区』にすぎない、という点に注意が必要となります。

2. 自由貿易試験区の現状

自由貿易試験区は、設置の決定から運用の開始までの準備期間が非常に短かったこともあり、運用から約4ヶ月が経過した現在においても、具体的に実施されている政策は、主に行政分野や投資分野の手続き的な部分に集中しているなど、限定的な状況となっています。また、特に、自由貿易試験区という名称にもかかわらず、『貿易』分野に関しては、必ずしも明確な優位性が示されていないという点にも特徴があるものといえます。しかしながら、このような状況にもかかわらず、中国の国内外から自由貿易試験区への投資は急増しており、不動産価額や賃借料が上昇するなど、間接的な効果は広がりを見せているものと考えられます。

自由貿易試験区の設置に関する法令では、実施状況や必要性に応じて試験エリアや試験項目を拡大し、2～3年の試験期間を経て全国での実施の可否を検討してゆく旨の方向性が示唆されています。自由貿易試験区で実施される政策は、全国での実施に先駆けて試験されていくものであるため、中国における今後のビジネス展開を見据えるに当たっては、今後、自由貿易試験区で具体化されてくる政策には十分注意して確認してゆく必要があるものといえます。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244